

篤志寄附基金条例新旧対照表

現行					改正案				
<p>(設置)</p> <p>第1条 篤志家の寄附金の円滑な運用を図るため、篤志寄附基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(基金の種類及び金額)</p> <p>第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。</p>					<p>(設置)</p> <p>第1条 篤志家の寄附金の円滑な運用を図るため、篤志寄附基金(以下「基金」という。)を設置する。</p> <p>(基金の種類及び金額)</p> <p>第2条 基金の種類及び金額は、次のとおりとする。</p>				
種類		基金の額	寄附者	寄附の年	種類		基金の額	寄附者	寄附の年
基金名	目的				基金名	目的			
図書設備基金	生駒中学校の図書その他教材の設備充実に充てるため	円 200,000	金沢国夫氏	昭和39年	図書設備基金	生駒中学校の図書その他教材の設備充実に充てるため	円 200,000	金沢国夫氏	昭和39年
進学奨励基金	生駒市立中学校生徒の高等学校進学奨励資金に充てるため	2,000,000	浦野清五郎氏	昭和51年	進学奨励基金	生駒市立中学校生徒の高等学校進学奨励資金に充てるため	2,000,000	浦野清五郎氏	昭和51年
		10,000,000	香川初野氏	昭和52年			10,000,000	香川初野氏	昭和52年
					図書館整備基金	図書館の図書及び設備の整備資金に充てるため	140,000,000	木田ツヤ子氏	平成26年
<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、その事業の実施に必要な財源に充てるものとする。ただし、剰余金が生じた場合は、基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p>					<p>(管理)</p> <p>第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により運用しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(運用益金の処理)</p> <p>第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、その事業の実施に必要な財源に充てるものとする。ただし、剰余金が生じた場合は、基金に編入するものとする。</p> <p>(繰替運用等)</p> <p>第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は一般会計歳入歳出予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。</p>				

(平14条例7・追加)

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

(処分)

第6条 基金は、その目的の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(平14条例7・追加)

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。